

全国一般評議会地方労組組合費登録の進め方について（参考）

1. はじめに（第 87 回定期大会で決定した内容）

- ①. 全国一般評議会地方労組の自治労本部組合費については、自治労交付金規程第 5 条に基づく「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用することとします。その適用は、2015 年 6 月の登録確定から開始しています。
- ②. 上記の組合費減免交付金制度への移行に際しては、地方労組の組織、運動を維持し地域労働運動を強化するために、「地域労働運動強化交付金」制度を創設しています。取り組みの検証や交付金の制度・内容については、4 年ごとに改定される「組織強化・拡大のための推進計画」策定において議論します。
- ③. 今後の地域労働運動の発展にむけ、労組法グループとして、全国一般評議会と公共民間評議会の連携や共闘を強化するなど、より一体的な運動の構築をめざします。そのための支援策について、各県本部における取り組み状況を踏まえ、検討を進めます。

2. 具体的な内容

- ①. 全国一般評議会地方労組の自治労本部組合費は、自治労交付金規程第 5 条に基づく「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用することとなります。（※1）

（※1） 年収に応じた減免交付金制度

県本部の本部納入額は、登録人員の 80%とし、組合費（毎月 570 円）と闘争資金（3000 円）それぞれに納入人員を掛けたものです。その上で、以下 A～C の年収による減免制度が適用されます。

A 平均年収 450 万円未満 300 万円以上の単組等の組合員数×単価の 25%

B 平均年収 300 万円未満 150 万円以上の単組等の組合員数×単価の 50%

C 平均年収 150 万円未満の単組等の組合員数×単価の 75%

この方式を A とします

②. 従前の全国一般評議会地方労組の自治労組合費納入額

※2 全国一般評議会の従前方式

全国一般評議会地方労組の本部組合費納入人員は県本部組合費納入人員(2008年12月分まで地方労組が本部に直接納入していた金額を県本部組合費単価で割り返したの)と同数とし、組合費減免交付金は適用しない、というもの(2005年9月の産別組織統合協定書および2008年12月の県本部代表者会議確認)

この方式をBとします

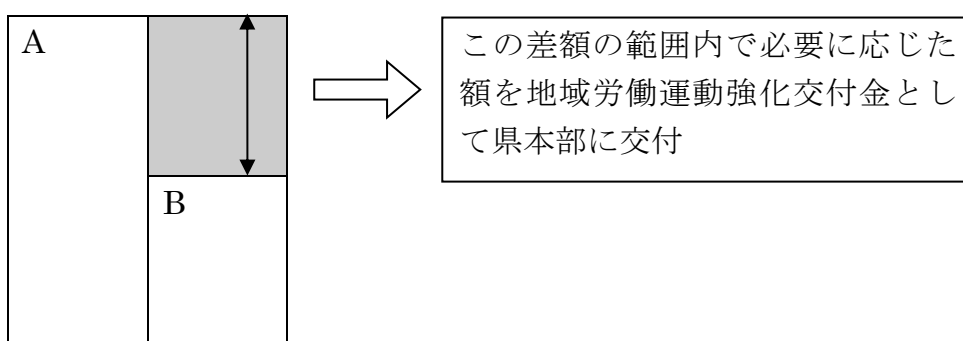
③. 地域労働運動強化交付金による調整

自治労交付金規程第5条に基づく「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用した納入額(※1)が、全国一般評議会地方労組の従前方式(※2)による納入額を上回る場合、各県本部と本部の協議の上、その差額を一定年限、県本部に対し交付します。

④. 全国一般評議会地方労組組合費水準と県本部組合費との関係

県本部組合費との関係本部段階で年収による減免制度が適用された場合、各県本部組合費の水準についても同様の措置を講じることが望ましいと考えられる場合にこうした措置について、本部・県本部・各地方労組間でも協議を行います。

(イメージ図)



3. 登録確定作業の進め方

①. 登録確定作業について

自治労の「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用した納入額と全国一般評議会の従前方式での納入制度の差額を毎年確定するために、各県本部からは、「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用し

た登録人員の報告が必要となります。

②. 具体的な対応

(ア) 県本部と全国一般評議会地方労組との協議を行います（協議については県本部から召集ください）。

(イ) 協議にあたり、全国一般評議会地方労組は、下記の資料を用意します。

組合人員 収入区分 地方労組の維持にかかわる経費 (事務所代、人件費など)
--

(ウ) 県本部は、それに基づき「年収に応じた組合費減免交付金制度」を適用した登録人員と全国一般の従前方式での登録人員の報告を準備します。

(エ) これに基づき、登録確定に臨みます。本部は県本部からのヒアリングをもとに、全国一般評議会地方労組の組合費納入人員を確定するとともに、「地域労働運動強化交付金」の交付額を確定します。

(オ) 本部は、必要に応じて、県本部・各地方労組間での協議に参加します。

以上